

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

保安林等の制限林のほか、山腹崩壊、崩壊土砂流出及び地すべり危険地区については、樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意することとし、その区域、面積及び留意すべき事項については、次のとおり定める。

【樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区】

森林の所在		面積 (ha)	留意すべき事項	備考
市町村	区域 (林班)			
山形市	1, 4, 45, 52, 54, 80, 90, 91, 92, 98, 119, 121, 139, 140, 141, 148, 150, 156, 157, 168, 169	84.0	1. 保安林等制限林 制限林の施業方法によるものとする。	山腹崩壊
	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 24, 25, 26, 30, 43, 44, 45, 46, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 81, 82, 83, 91, 92, 97, 98, 100, 101, 102, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 124, 125, 127, 128, 129, 130, 131, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 142, 143, 144, 145, 146, 148, 149, 150, 158, 165, 166, 168, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 227, 228, 230, 231, 232, 233, 234, 242, 243, 257, 258, 259, 262	105.8		崩壊土砂流出
	72, 103, 137, 173, 179, 180, 181, 188, 189, 242, 243, 260, 261	379.0		地すべり
上山市	19, 72, 73, 115, 116, 128, 129, 133, 134, 218, 236, 255	51.0	2. その他の区域 「第4の1(3)土地の形質の変更に当たって留意すべき事項」に準ずる。	山腹崩壊
	17, 19, 20, 54, 55, 60, 67, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 82, 84, 85, 86, 87, 88, 92, 93, 94, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 110, 111, 116, 120, 123, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 199, 200, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 240, 243, 246, 247, 248, 251, 252, 253	83.3		崩壊土砂流出
	182, 183, 184, 185, 207, 234, 236, 237, 238, 240, 241, 252, 253	404.0		地すべり
天童市	1, 2, 8, 9, 41, 42, 46	63.0		山腹崩壊
	1, 2, 4, 5, 6, 7, 9, 10, 11, 32, 33, 34, 35, 38, 43, 44, 45, 50, 52, 64, 67, 65, 72, 73	17.9		崩壊土砂流出
山辺町	8, 15, 16, 24, 32, 33, 46, 50, 52	40.0		山腹崩壊
	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 14, 16, 24, 27, 28, 29, 30, 34, 35, 36, 37, 47, 50, 51, 52	20.9		崩壊土砂流出
	9, 29	52.0		地すべり

森林の所在		面積 (ha)	留意すべき事項	備考
市町村	区域 (林班)			
中山町	3, 4, 5	7.7	1. 保安林等制限林 制限林の施業方法によるものとする。 2. その他の区域 「第4の1(3)土地の形質の変更に当たって留意すべき事項」に準ずる。	崩壊土砂流出
寒河江市	50, 52, 57, 93, 96, 98	38.0		山腹崩壊
	11, 12, 17, 18, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 28, 29, 30, 31, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 54, 64, 66, 67, 74, 75, 76	27.1		崩壊土砂流出
	29, 30, 31, 32, 49, 50, 51, 57, 64, 65, 78, 79	448.0		地すべり
河北町	6	7.0		山腹崩壊
	1, 2, 3, 4, 5, 6, 18, 20	5.9		崩壊土砂流出
西川町	6, 36, 37, 41, 55, 79, 84, 93, 118, 120, 128, 129, 135, 162, 177, 178, 183, 188, 190, 191, 197	121.0		山腹崩壊
	12, 13, 14, 15, 16, 17, 38, 41, 42, 45, 46, 47, 48, 49, 51, 52, 55, 56, 57, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 115, 116, 119, 120, 121, 126, 127, 128, 133, 135, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 159, 160, 161, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 195, 196, 197	48.4		崩壊土砂流出
	52, 53, 60, 61, 62, 63, 66, 67, 68, 73, 74, 78, 82, 83, 86, 87, 88, 89, 118, 119, 120, 123, 125, 126, 148, 149, 152, 154, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 166, 167, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 181, 182, 185, 188, 189, 190	2,007.0		地すべり
朝日町	5, 19, 21, 22, 24, 27, 28, 31, 33, 46, 49, 53, 84, 85, 94, 121	75.0		山腹崩壊
	2, 3, 5, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 49, 50, 51, 52, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 69, 70, 71, 72, 73, 77, 78, 79, 80, 82, 83, 84, 96, 98, 99, 100, 101, 102, 107, 108, 109, 111	32.4		崩壊土砂流出
	47, 48, 49, 54, 55, 67, 86, 104	200.0		地すべり
大江町	7, 15, 27, 42, 54, 93, 94, 95, 104, 106, 125	44.0		山腹崩壊
	5, 6, 7, 8, 11, 12, 15, 22, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 40, 43, 45, 46, 72, 74, 75, 76, 77, 80, 81, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 116, 105, 106, 107, 113, 114, 115, 117, 124, 125, 126	38.0		崩壊土砂流出
	18, 19, 21, 23, 32, 37, 38, 39, 40, 67, 68, 69, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 80, 81, 82, 86, 87, 88, 91, 96, 97, 106, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 118, 119	1,503.0	地すべり	
村山調査区計		5,903.5		

森林の所在		面積 (ha)	留意すべき事項	備考
市町村	区域 (林班)			
村山市	14, 19, 22, 23, 31, 49, 79, 80, 81, 97, 104, 107	39.0	1. 保安林等制限林 制限林の施業方法によるものとする。 2. その他の区域 「第4の1(3)土地の形質の変更にあたって留意すべき事項」に準ずる。	山腹崩壊
	2, 3, 7, 8, 10, 11, 12, 14, 15, 17, 19, 20, 23, 24, 25, 33, 34, 35, 49, 50, 51, 63, 67, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 80, 82, 83, 84, 85, 86, 88, 89, 90, 91, 92, 94, 95, 96, 97, 98, 101, 102, 104, 106, 107, 112	23.2		崩壊土砂流出
	74, 76, 86, 95, 98, 99, 112	217.0		地すべり
東根市	4, 40, 41, 43, 51, 52, 53, 65, 66, 70, 71, 82, 89, 90, 92, 95, 139	83.0		山腹崩壊
	7, 8, 9, 14, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 25, 26, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 57, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 74, 84, 85, 86, 93, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 123, 124, 128, 129, 131, 132, 137, 138	40.1		崩壊土砂流出
	73, 74, 139	207.0		地すべり
尾花沢市	13, 24, 25, 27, 39, 40, 51, 52, 73, 84, 111, 132, 134, 145, 162, 170	45.0	山腹崩壊	
	2, 3, 4, 23, 39, 40, 51, 73, 82, 83, 88, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 118, 119, 120, 123, 125, 126, 138, 139, 140, 141, 154, 155, 156, 157, 162, 164, 165, 166, 167, 177	27.2	崩壊土砂流出	
	12, 23, 85, 86, 87, 90, 170	449.0	地すべり	
森林の所在		面積 (ha)	留意すべき事項	備考
市町村	区域 (林班)			
大石田町	1, 5, 11, 15, 25, 43, 46	21.0	下記に同じ	山腹崩壊
	2, 3, 4, 11, 12, 15, 16, 20, 22, 23, 27, 28, 29, 32, 35, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 47	11.4		崩壊土砂流出
	11, 28, 29, 30, 34, 35	94.0		地すべり
北村山調査区計		1,256.9		

森林の所在		面積 (ha)	留意すべき事項	備考
市町村	区域(林班)			
新庄市	19, 20, 25, 34, 49, 50	37.0	1. 保安林等制限林 制限林の施業方法によるものとする。 2. その他の区域 「第4の1(3)土地の形質の変更に当たって留意すべき事項」に準ずる。	山腹崩壊
	6, 7, 13, 20, 24, 25, 46, 47, 48, 49, 50	36.2		崩壊土砂流出
	20, 21, 45, 46, 47, 48, 50	141.0		地すべり
金山町	11, 14, 16, 17, 18, 58, 71, 73, 83, 89, 91, 94	65.0		山腹崩壊
	10, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 30, 31, 32, 33, 43, 45, 47, 48, 51, 55, 56, 57, 69, 70, 71, 72, 73, 79, 86, 90, 91	53.9		崩壊土砂流出
	1, 11, 13, 16, 95	93.0		地すべり
最上町	1, 13, 15, 16, 17, 23, 26, 52, 53, 56, 57	70.0		山腹崩壊
	1, 5, 10, 11, 13, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 26, 27, 39, 40, 41, 43, 45, 53, 56, 57	35.8		崩壊土砂流出
	1, 41, 42, 43	128.0		地すべり
舟形町	5, 8, 24, 30, 31, 36, 37, 38, 43, 46	63.0		山腹崩壊
	1, 2, 4, 5, 6, 9, 11, 12, 15, 16, 20, 24, 25, 26, 27, 28, 30, 31, 32, 34, 35, 36, 39, 40, 44, 45, 46	46.6		崩壊土砂流出
	7, 8, 10, 11, 14, 18, 21, 25, 26, 27, 29, 30, 31, 36, 37, 38, 39, 43, 45, 46	533.0		地すべり
真室川町	5, 35, 43, 44, 45, 46, 47, 49, 51, 54, 59, 60, 69, 70, 75, 85, 88, 89, 109, 118, 119, 120, 138, 141	93.0		山腹崩壊
	1, 2, 6, 7, 8, 13, 14, 15, 16, 17, 19, 20, 22, 31, 34, 35, 36, 37, 38, 42, 43, 45, 46, 49, 51, 52, 60, 63, 67, 68, 69, 70, 80, 83, 84, 85, 87, 89, 90, 91, 92, 94, 106, 108, 116, 120, 121, 125, 126, 128, 129, 130, 141, 142, 143, 147, 149, 150	87.7	崩壊土砂流出	
	1, 2, 3, 17, 18, 19, 20, 21, 23, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 42, 44, 45, 46, 48, 49, 53, 54, 57, 58, 59, 60, 67, 68, 86, 96, 97, 127, 147	974.0	地すべり	
大蔵村	8, 11, 15, 30, 36, 37, 38, 47, 49	51.0	山腹崩壊	
	7, 35, 37, 38, 39, 46, 48, 49	5.0	崩壊土砂流出	
	8, 11, 12, 14, 15, 17, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 29, 31, 32, 34, 35, 40, 41, 42, 43, 46, 49	558.0	地すべり	
鮭川村	1, 4, 5, 7	43.0	山腹崩壊	
	1, 3, 4, 5, 7	34.2	崩壊土砂流出	
	1, 4, 5, 6, 7	438.0	地すべり	
戸沢村	42, 43, 45, 49, 51, 56, 57, 60, 61	44.0	山腹崩壊	
	1, 33, 35, 42, 44, 45, 47, 49, 50, 51, 52, 56, 57, 62, 63, 65	32.0	崩壊土砂流出	
	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 26, 27, 28, 32, 33, 35, 41, 42, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 58, 60, 61, 62, 65	2,377.0	地すべり	
最上調査区計		6,039.3		
最上村山森林計画区計		13,199.8		

※注1 区域欄には、当該区域の属する林班名を記載。

※注2 面積は、令和5年度末現在値。

※注3 留意すべき事項欄には、水源涵養、土砂流出防止等について特に留意すべき事項を記載。

※注4 備考欄には、保安林にあってはその旨、施業を特定する必要のある林分等にあっては、その種類を記載する。

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法
【森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法】
該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとする。

イ 地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

ウ 土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

エ 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずることとする。

オ 太陽光発電施設などの大規模な施設を設置する場合においては、雨水の浸透能や流出量、景観等に及ぼす影響が大きいことから、許可が必要とされる面積規模の引下げや、適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解に配慮することとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳密に運用することとする。

(4) その他必要事項

該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

本計画区の森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林を計画的に配備するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、流域の地形、気象、土壌等の自然条件、指定目的、受益の対象等を勘案し、水源の涵養又は災害の防備の目的を達成するため、保安施設事業（森林の造成事若しくは維持に必要な事業）を行う必要があると認められたとき、その事業を行うために必要な限度において保安施設地区として指定することとする。

(3) 治山事業の実施に関する方針

災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や、短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出の増大、流木被害の激甚化、広域にわたる河川氾濫などの災害の形態が変化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工、地下水排除工に溪間工、山腹工、地下水排除工等の治山施設の整備を計画的に推進することとする。その際、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めることとする。

また、流域治水の取組みと連携し、浸透・保水機能を維持向上させる施策、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式ダムの設置や渓流域での危険木の伐採などの施策など、効果的な治山対策を講ずることとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林については特定保安林として指定し、特に造林、保育、伐採その他施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図ることとする。

【要整備森林として指定する基準、施業の方法及び時期に関する指針】

要整備森林として指定する基準	要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期に関する基準
<p>要整備森林は、特定保安林の区域内に存在し、樹冠疎密度、樹種、林木の生育の状況、下層植生の状況等からみて機能の発揮が低位な状態であり、森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林で、気象、標高、地形及び土壌等の自然条件、林道等の整備、指定施業の要件の内容、技術水準からみて森林所有者等に造林等の施業を実施させることが相当であり、これにより早期に機能の回復・増進が図られると見込まれるものを対象とする。</p>	<p>【施業の方法】 要整備森林について定められている指定施業要件の範囲内で、当該計画区において行われている施業、森林の取扱い等からみて実施が可能であると判断される内容とする。</p> <p>【施業の時期】 当該保安林の整備の緊急性に配慮するとともに、当該施業が計画的かつ効率的に行われるように、施業の実施に適切な時期、当該森林に係る林道、作業道等の整備の状況、必要な準備期間等を勘案して定めることとする。 なお、この期限は、当該要整備森林に係る樹立若しくは変更の時期から起算しておおむね2年以内とする。</p>

(5) その他必要事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、市町村等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

- (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針
本計画区での鳥獣害防止森林区域の対象となる鳥獣は、ニホンジカとする。
なお、市町村森林整備計画で定める「鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法」に関する方針は次のとおりとする。

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等を活用し、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

本計画区内においても生息が確認されていることから、今後も国が行う森林生態系多様性基礎調査及び県が行う生息調査等による動向等の把握や関係行政機関等との情報を共有しながら、地域の実情に応じて、森林被害の未然防止のための忌避剤の散布や防護柵の設置又は食害防止チューブの設置等による植栽木の保護措置や捕獲を行い森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図るよう努めることとする。

- (2) その他必要事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置の実施箇所への調査や巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

- (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策について、松枯れやナラ枯れ等森林病虫害等による被害の未然防止及び早期発見及び早期駆除等に努め、総合的かつ計画的に被害対策を推進するとともに、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努めることとする。

ア 松くい虫被害対策の方針

松くい虫被害対策については、関係市町村、関係機関及び地域の松林保全団体等との連携を図りながら、高度公益機能森林及び地区保全森林（以下、「保全すべき松林」という。）に重点を置いた防除対策を推進することとする。また、地域の自主的な防除活動の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

① 松林区分に応じた効果的な被害対策の実施

被害対策の実施に当たっては、松林の果たしている役割及び被害の状況など地域の実態を踏まえ、松林区分に応じた適切な防除方法を選択して、効果的な被害対策に努めることとする。

【松林区分に応じた被害対策】

松 林 区 分			
高度公益機能森林 (知事指定)	被害拡大防止森林 (知事指定)	地区保全森林 (市町村長指定)	地区被害拡大防止森林 (市町村長指定)
保安林及びその他 公益的機能が強く、 松以外の樹種ではそ の機能を維持できな い松林において、特 別伐倒駆除、伐倒駆 除、補完伐倒駆除及 び地上散布等の防除 を徹底することとす る。	高度公益機能森林 への著しい被害の拡 大を防止するため、 計画的な樹種転換を 推進し感染源の除去 を図るとともに、樹 種転換が完了するま での間、伐倒駆除等 の対策を徹底するこ ととする。	松林としての機能 を確保しつつ、高度 公益機能森林への被 害の拡大を防止する ことが可能な松林に おいて、高度公益機 能森林に準じた防除 を徹底することとす る。	地区保全森林への 被害の拡大を防止す るため、計画的な樹 種転換を推進し感染 源の除去を図るとと もに、樹種転換が完 了するまでの間、被 害拡大防止森林に準 じた対策を徹底する こととする。

② 松林の健全化

保全すべき松林において、被害の状況等を勘案した森林施業を実施し、健全な松林の育成、松林の機能維持を図ることとする。

③ 樹種転換の実施

被害の甚大な松林及び標準伐期齢を超える松林について、保全すべき松林への被害の飛び込みを防止するため、植生の遷移も考慮しつつ、広葉樹等への移行を図ることが適当な松林については、積極的にその移行を促進することとする。

④ 松くい虫被害材の利用促進

市町村、森林組合、素材生産業者及びその他の事業者と連携し、松林の被害状況、伐採の動向、チップ、ペレット等バイオマス利用を含めた松材の流通加工に関し適宜適切な情報交換を図りながら、松くい虫被害材の利用促進を図ることとする。

イ ナラ枯れ被害対策の方針

ナラ枯れ被害対策については、国、市町村、関係機関と連携を図りながら、被害の監視や防除の実施など、被害の状況等に応じた適切な防除対策を実施することとする。

特に、景勝地や森林公園など守る必要のある重要なナラ林（以下「特定ナラ林」という。）に重点を置いた防除対策を推進し、特定ナラ林の保全を図ることとする。

特定ナラ林以外の区域では、被害を受けていないナラも含めて伐採し、切株からの萌芽によりナラ林の更新を図るとともに、伐採木をチップやペレットに利用することにより、材の中のカシノナガキクイムシを駆除することとする。

また、ナラ枯れ被害跡地については、状況に応じて、枯損木の伐倒処理を行い、倒木や枝折れによる二次被害の防止を図りながら、里山林の再生に努めることとする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ以外の野生鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外におけるニホンジカによる森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、捕獲や市町村、森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置等広域的な防除活動や野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備を推進することとする。

なお、本計画区でツキノワグマによるスギの剥皮被害が深刻な森林では、関係行政機関等と連携を図りながら、忌避剤の塗布やテープの巻き付け等による被害の防除や計画的な個体数調整のための捕獲をすることとする。また、里山林においては、地域住民と鳥獣の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進することとする。

(3) 林野火災の予防の方針

ア 森林の巡視に関する事項

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事予防等を適時適切に実施することとする。

イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図るとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

ウ 火入れに関する指針

森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合は、市町村森林整備計画において定めることとする。

(4) その他必要事項

森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護等に関しては、民有林・国有林間での情報共有など連携を図りながら効果的な推進に努めることとする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能や文化機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林とし、市町村森林整備計画で定める「森林の保健機能の増進に関する事項」についての指針は、次のとおりとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養^{かん}、県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を森林の特色を踏まえて積極的に実施することとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう、適度な林内照度の維持や快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高。既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高。）を定めるものとする。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び県土の保全に適切な配慮を行うこととする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採については、森林資源の保続を図りながら、森林の有する木材等生産機能と公益的機能を考慮するとともに、森林資源構成状況及び林産物の需給の動向を勘案して、伐採立木材積を次表のとおり計画する。

【間伐立木材積その他の伐採立木材積】

区 分	総数 (千 m^3)			主伐 (千 m^3)			間伐 (千 m^3)		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	3,278	2,655	623	2,216	1,593	623	1,062	1,062	-
うち前半5年分	1,632	1,322	310	1,102	792	310	530	530	-

2 間伐面積

1により定める間伐に係る伐採立木面積を次表のとおり計画する。

区 分	間伐面積 (ha)
総 数	17,700
うち前半5年分	8,833

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

1により定める伐採立木材積に見合う伐採面積、伐採跡地、未立木地、その他の造林すべき状態にある土地、過去の造林の傾向等を勘案して、人工造林及び天然更新別の面積を次表のとおり計画する。

区 分	人工造林 (ha)	天然更新 (ha)
総 数	3,850	3,490
うち前半5年分	1,922	1,744

4 林道の開設及び拡張に関する計画

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 (km)	箇所数	利用区域面積 (ha)	うち前半5年分	対象番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	山形市	桧木沢	2.4	1	41	○	①	
開設	自動車道	林業専用道	山形市	田代二号	1.2	1	31	○	②	
開設	自動車道	林業専用道	山形市	岩ノ沢二号	1.0	1	21	○	③	
山形市				3 路線	4.60	3	93			
開設	自動車道	林業専用道	寒河江市	田沢東獄	2.6	1	30	○	④	
寒河江市				1 路線	2.60	1	30			
開設	自動車道		大江町	沢口道海	9.3	1	357	○	⑤	
大江町				1 路線	9.3	1	357			
村山調査区 計				5 路線	16.5	5	480			

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 (km)	箇所 数	利用区 域面積 (ha)	うち前 半5年 分	対象 番号	備考
開設	自動車道		金山町	一の沢	1.5	1	1,098		①	
金山町				1 路線	1.5	1	1,098			
開設	自動車道		最上町	最上奥の細道	3.9	1	294	○	①	
開設	自動車道		最上町	月楯蔵沢	2.5	1	104	○	②	
最上町				2 路線	6.4	2	398			
開設	自動車道	林業専用道	真室川町	小国西小俣	4.2	1	178	○	①	
真室川町				1 路線	4.2	1	178			
最上調査区 計				4 路線	12.1	4	1,674			
最上村山計画区 計				9 路線	28.6	9	2,154			

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 (km)	箇所 数	利用区 域面積 (ha)	うち前 半5年 分	対象 番号	備考
拡張	自動車道 (改良)		山形市	面白山	0.1	1	68	○	①	橋梁
拡張	自動車道 (舗装・改良)		山形市	二口	9.0	17	844	○	②	法面
拡張	自動車道 (改良)		山形市	東ノ沢	0.1	1	144		③	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	大塩沢八森	0.1	4	273		④	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	追立平	0.1	1	72		⑤	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	戸沢滑川	0.1	1	168		⑥	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	早坂	0.1	1	107		⑦	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	八森	0.1	1	8	○	⑧	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	千手院	0.1	2	34	○	⑨	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	新田	0.1	1	85	○	⑩	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	逆倉丸森	0.1	1	121	○	⑪	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	宇津野	0.1	1	56		⑫	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	岩ノ沢	0.1	1	157	○	⑬	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	小西沢	0.1	2	101	○	⑭	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	不動沢	0.1	2	42	○	⑮	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	石作	0.1	1	133	○	⑯	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	小物越	0.1	1	37		⑰	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	青野	0.1	1	91	○	⑱	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	切畑	0.1	1	30		⑲	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	小山向	0.1	1	39		⑳	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	三本木	0.1	1	113	○	㉑	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	豆山	0.1	1	19	○	㉒	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	葛倉	0.1	1	14	○	㉓	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		山形市	高瀬	0.1	1	120	○	㉔	橋梁
山形市				24 路線	11.3	46	2,876			
拡張	自動車道 (舗装)		上山市	小倉沢	3.5	1	90		①	舗装
拡張	自動車道 (舗装)		上山市	不平	0.2	3	542		②	舗装
上山市				2 路線	3.7	4	632			
拡張	自動車道 (舗装・改良)		天童市	面白山	0.3	1	1		①	局部
天童市				1 路線	0.3	1	1			

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 (km)	箇所 数	利用区 域面積 (ha)	うち前 半5年 分	対象 番号	備考
拡張	自動車道 (舗装・改良)		山辺町	新田原	0.4	3	90		①	局部
拡張	自動車道 (舗装・改良)		山辺町	湯ノ入	0.2	3	115		②	局部
拡張	自動車道 (舗装・改良)		山辺町	みこくぼ	0.1	3	206		③	局部
拡張	自動車道 (舗装)		山辺町	玉虫	0.3	1	9		④	舗装
拡張	自動車道 (舗装・改良)		山辺町	鳥海	0.1	3	53		⑤	局部
拡張	自動車道 (舗装・改良)		山辺町	嶽原	0.1	3	114		⑥	局部
山辺町				6 路線	1.2	16	587			
拡張	自動車道 (舗装・改良)		寒河江市	岩木田代	1.0	2	125		①	法面
拡張	自動車道 (舗装・改良)		寒河江市	幸生高旭	4.7	2	300		②	法面
寒河江市				2 路線	5.7	4	425			
拡張	自動車道 (舗装・改良)		河北町	岩木田代	2.6	2	407		③	法面
河北町				1 路線	2.6	2	407			
拡張	自動車道 (舗装)		西川町	禿山	4.6	1	260		①	舗装
拡張	自動車道 (改良)		西川町	間沢川・高旭	0.4	1	244		②	幅員
拡張	自動車道 (改良)		西川町	西沢	0.3	3	121		③	局部
拡張	自動車道 (改良)		西川町	大岫峠	2.2	1	132		④	幅員
拡張	自動車道 (改良)		西川町	間沢川	0.5	5	734		⑤	局部
拡張	自動車道 (改良)		西川町	沼の平	0.5	5	527		⑥	局部
拡張	自動車道 (舗装)		西川町	沼の平・小倉	6.9	1	1,112		⑦	
拡張	自動車道 (舗装)		西川町	小沼	2.0	1	324		⑧	
拡張	自動車道 (舗装)		西川町	小柳	3.3	1	230		⑨	
拡張	自動車道 (改良)		西川町	西の沢	2.3	1	245		⑩	幅員
西川町				10 路線	23.0	20	3,929			
拡張	自動車道 (舗装)		朝日町	暖日山	1.7	1	790		①	
拡張	自動車道 (舗装・改良)		朝日町	伏辺山	0.5	1	379		②	幅員
拡張	自動車道 (舗装)		朝日町	若神子	0.5	1	137		③	
拡張	自動車道 (舗装)		朝日町	曲淵	0.9	1	48		④	
拡張	自動車道 (舗装)		朝日町	菅沼	1.0	1	202		⑤	
朝日町				5 路線	4.6	5	1,556			

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 (km)	箇所 数	利用区 域面積 (ha)	うち前 半5年 分	対象 番号	備考
拡張	自動車道 (舗装)		大江町	田代山袖山	0.1	1	405		①	
拡張	自動車道 (舗装)		大江町	小柳	0.8	1	387		②	
拡張	自動車道 (舗装)		大江町	七夕畑征矢形	3.6	1	162		③	
拡張	自動車道 (舗装)		大江町	小新橋山	4.0	1	124		④	法面
大江町				4 路線	8.5	4	1,078			
村山調査区 計				55 路線	60.9	102	11,491			
拡張	自動車道 (舗装・改良)		村山市	湯野沢葉山Ⅱ	3.0	1	477		①	局部
拡張	自動車道 (舗装・改良)		村山市	小松沢	2.0	1	85		②	法面
拡張	自動車道 (舗装)		村山市	二の沢	1.0	1	72		③	
拡張	自動車道 (改良)		村山市	樽石	0.3	3	1,109		④	局部
拡張	自動車道 (舗装)		村山市	葉山	0.2	1	861	○	⑤	
拡張	自動車道 (改良)		村山市	岩野大円院	3.0	1	862		⑥	局部
拡張	自動車道 (舗装)		村山市	宮沢	1.0	1	149		⑦	
拡張	自動車道 (舗装)		村山市	高来沢	3.1	1	254		⑧	
拡張	自動車道 (舗装)		村山市	一の沢	0.6	1	44		⑨	
拡張	自動車道 (舗装)		村山市	赤岩清水平	1.4	1	35		⑩	
拡張	自動車道 (舗装)		村山市	深沢	1.9	1	101		⑪	
拡張	自動車道 (舗装)		村山市	湯の入	1.4	1	122		⑫	
拡張	自動車道 (舗装・改良)		村山市	湯舟沢五十沢	2.5	1	88	○	⑬	法面
拡張	自動車道 (舗装・改良)		村山市	向原	1.4	1	233	○	⑭	
村山市				14 路線	22.8	16	4,492			

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 (km)	箇所 数	利用区 域面積 (ha)	うち前 半5年 分	対象 番号	備考
拡張	自動車道 (舗装・改良)		東根市	長坂向	3.4	2	156		①	法面
拡張	自動車道 (改良)		東根市	横沢	0.1	2	604		②	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		東根市	ハチカ沢	0.1	2	178		③	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		東根市	中平	0.1	1	141		④	法面
拡張	自動車道 (改良)		東根市	堂木沢	0.2	1	233		⑤	法面
拡張	自動車道 (改良)		東根市	日の沢	0.5	1	77		⑥	法面
拡張	自動車道 (改良)		東根市	丑沢牛居	1.0	1	623		⑦	法面
拡張	自動車道 (改良)		東根市	水無沢	1.0	3	252		⑧	法面 局部
拡張	自動車道 (改良)		東根市	峠沢	0.1	1	285	○	⑨	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		東根市	内横沢	0.1	2	122		⑩	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		東根市	泥沢Ⅱ	0.1	2	464		⑪	橋梁
拡張	自動車道 (改良)		東根市	滝の沢	0.1	1	171		⑫	橋梁
東根市				12 路線	6.8	19	3,306			
拡張	自動車道 (舗装・改良)		尾花沢市	銀山	4.5	12	202	○	①	法面
拡張	自動車道 (改良)		尾花沢市	大平	1.2	4	93		②	局部
拡張	自動車道 (改良)		尾花沢市	雨沼	1.1	7	308		③	局部 橋梁
尾花沢市				3 路線	6.8	23	603			
拡張	自動車道 (舗装・改良)		大石田町	小平	4.4	2	670		①	法面
大石田町				1 路線	4.4	2	670			
北村山調査区 計				30 路線	40.8	60	9,071			

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 (km)	箇所 数	利用区 域面積 (ha)	うち前 半5年 分	対象 番号	備考
拡張	自動車道 (舗装・改良)		新庄市	山屋	1.5	2	297		①	法面 橋梁
拡張	自動車道 (舗装)		新庄市	上野1号	1.0	1	124		②	
拡張	自動車道 (舗装)		新庄市	小角沢	1.2	1	92		③	
拡張	自動車道 (舗装・改良)		新庄市	東山	1.0	1	108		④	幅員
新庄市			4 路線		4.7	5	621			
拡張	自動車道 (改良)		金山町	柳原・外沢	1.2	13	200		①	法面
拡張	自動車道 (改良)		金山町	蒲沢栃の木	2.2	13	154		②	法面
拡張	自動車道 (改良)		金山町	山崎・田茂沢	0.9	4	103		③	法面
拡張	自動車道 (改良)		金山町	魚清水・羽場	0.3	3	148		④	法面
拡張	自動車道 (改良)		金山町	西の沢	0.5	1	32		⑤	幅員
金山町			5 路線		5.1	34	637			
拡張	自動車道 (舗装)		最上町	市の沢	0.4	1	308		①	
拡張	自動車道 (舗装)		最上町	本城	0.2	2	279		②	
最上町			2 路線		0.6	3	587			
拡張	自動車道 (舗装・改良)		舟形町	松橋滝の沢	1.6	1	189		①	局部
舟形町			1 路線		1.6	1	189			
拡張	自動車道 (舗装)		真室川町	内ノ沢	0.6	1	115		①	
拡張	自動車道 (舗装・改良)		真室川町	川舟沢	0.6	1	153		②	局部
拡張	自動車道 (改良)		真室川町	関沢	0.2	1	110		③	局部 橋梁
拡張	自動車道 (舗装)		真室川町	秋山栗谷沢	3.6	1	395		④	
拡張	自動車道 (舗装)		真室川町	大石川山	0.5	1	32		⑤	
拡張	自動車道 (舗装・改良)		真室川町	塩沢山	0.5	5	74		⑥	局部 橋梁
真室川町			6 路線		6.0	10	879			

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 (km)	箇所 数	利用区 域面積 (ha)	うち前 半5年 分	対象 番号	備考
拡張	自動車道 (舗装)		大蔵村	塩藤田沢	1.3	1	261		①	
拡張	自動車道 (舗装・改良)		大蔵村	松橋滝の沢	1.7	1	378		②	局部 橋梁
拡張	自動車道 (舗装)		大蔵村	木ノ芽坂	2.6	1	92		③	
拡張	自動車道 (舗装)		大蔵村	藤田沢桂	2.5	1	63		④	
大蔵村				4 路線	8.1	4	794			
拡張	自動車道 (舗装)		鮭川村	羽州湯の里	2.8	1	153		①	
鮭川村				1 路線	2.8	1	153			
拡張	自動車道 (舗装・改良)		戸沢村	西山	5.6	2	355		①	局部
拡張	自動車道 (舗装・改良)		戸沢村	古口	3.4	2	316		②	局部
拡張	自動車道 (改良)		戸沢村	市の沢	0.5	2	256		③	局部
戸沢村				3 路線	9.5	6	927			
最上調査区 計				26 路線	38.4	64	4,787			
最上村山計画区 計				111 路線	140.1	226	25,349			

注1： 開設及び拡張の別に記載。

注2： 拡張にあつては、舗装又は改良の別を種類欄に（ ）を付して併記。

注3： 知事が行う指定林道（農林水産大臣の指定を見込むものを含む）の開設や林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨を記載。

注4： 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名欄に「○○支線他」と記載するとともに、備考欄に支線名及び分線名を記載。

注5： 延長及び箇所数欄は市町村かつ調査区ごとに集計するとともに、総数を記載。

注6： 利用区域面積欄に、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載。

注7： 計画の開始期間から5年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半5年分の欄に○印を記載。

注8： 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画末期面積

保安林の種類	面積 (ha)		備 考
		うち前半 5年分	
総数 (実面積)	23,209.25	22,443.88	
水源涵養のための保安林	7,142.40	6,702.00	水源かん養保安林
災害防備のための保安林	16,453.22	16,152.27	土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、 防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防 雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火保 安林
保健、風致の保存等のための保安林	3,061.60	3,037.60	魚つき、航行目標、保健、風致保安林

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

指定 / 解除	種 類	森林の所在地		面積 (ha)	うち前半 5年分	指定又は解除 を必要とする 理由	備考
		市町村	区域				
指定	水源涵養	山形市	(上宝沢 早坂上)	205.00		水源涵養のため	
		山形市	小計	205.00	-		
指定	水源涵養	天童市	(山口 留山)	98.12		水源涵養のため	
		天童市	小計	98.12	-		
指定	水源涵養	寒河江市	(幸生 大スベ)	223.00	220.00	水源涵養のため	
指定	水源涵養	寒河江市	(田代 葉山)	19.00	19.00	水源涵養のため	
		寒河江市	小計	242.00	239.00		
		村山調査区計		545.12	239.00		
指定	水源涵養	尾花沢市	(鶴子 鴻之沢)	179.00	179.00	水源涵養のため	
指定	水源涵養	尾花沢市	(名木沢 滝ノ沢)	112.00	112.00	水源涵養のため	
		尾花沢市	小計	291.00	291.00		
		北村山調査区計		291.00	291.00		
指定	水源涵養	新庄市	(萩野 大以良川)	5.40		水源涵養のため	
指定	水源涵養	新庄市	(鳥越 家ノ下)	20.00		水源涵養のため	
指定	水源涵養	新庄市	(角沢 南野)	9.20		水源涵養のため	
		新庄市	小計	34.60	-		

指定 / 解除	種 類	森林の所在地		面積 (ha)	うち前半 5年分	指定又は解除 を必要とする 理由	備考
		市町村	区域				
指定	水源涵養	最上町	(本城 平沢山)	6.00		水源涵養のため	
指定	水源涵養	最上町	(富沢 土合)	5.00		水源涵養のため	
指定	水源涵養	最上町	(富沢 狐塚)	9.00		水源涵養のため	
指定	水源涵養	最上町	(富沢 大森)	100.00	100.00	水源涵養のため	
指定	水源涵養	最上町	(向原 上沢原)	14.10		水源涵養のため	
指定	水源涵養	最上町	(向町 浦山)	10.00		水源涵養のため	
		最上町	小計	144.10	100.00		
指定	水源涵養	舟形町	(長沢 黒森)	48.70		水源涵養のため	
		舟形町	小計	48.70	-		
指定	水源涵養	真室川町	(大沢 大向)	15.00	15.00	水源涵養のため	
		真室川町	小計	15.00	15.00		
指定	水源涵養	戸沢村	(角川 平根)	16.16		水源涵養のため	
		戸沢村	小計	16.16	-		
最上調査区計				258.56	115.00		
最上村山計画区計				1,094.68	645.00		
指定	災害防備	山形市	(下東山 三宝岡)	1.00	1.00	土砂流出防備のため	
指定	災害防備	山形市	(上宝沢 松留沢)	1.00	1.00	土砂流出防備のため	
指定	災害防備	山形市	(滑川 ヒドロ)	28.00	28.00	土砂流出防備のため	
指定	災害防備	山形市	(滝平 上ノ山)	1.00	1.00	土砂流出防備のため	
指定	災害防備	山形市	(長谷堂 滝ノ山)	1.00	1.00	土砂崩壊防備のため	
		山形市	小計	32.00	32.00		
指定	災害防備	上山市	(狸森 須刈田)	1.00	1.00	土砂流出防備のため	
指定	災害防備	上山市	(小白府 沼田)	25.00		土砂流出防備のため	
指定	災害防備	上山市	(狸森 キワダ清水)	1.00	1.00	土砂流出防備のため	
指定	災害防備	上山市	(狸森 内坪平)	2.00	2.00	土砂流出防備のため	
指定	災害防備	上山市	(狸森 明日)	2.00	2.00	土砂流出防備のため	
指定	災害防備	上山市	(狸森 土井釜山)	15.00	15.00	土砂流出防備のため	
		上山市	小計	46.00	21.00		

指定 / 解除	種 類	森林の所在地		面積 (ha)	うち前半 5年分	指定又は解除 を必要とする 理由	備考
		市町村	区域				
指定	災害防備	山辺町	(要害 黒坂)	1.00	1.00	土砂流出防備 のため	
		山辺町	小計	1.00	1.00		
指定	災害防備	寒河江市	(幸生 柴屋沢)	1.00	1.00	土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	寒河江市	(幸生 上の山)	1.00	1.00	土砂流出防備 のため	
		寒河江市	小計	2.00	2.00		
指定	災害防備	河北町	(西里 大平)	5.00	5.00	土砂崩壊防備 のため	
		河北町	小計	5.00	5.00		
指定	災害防備	西川町	(海味 間沢川)	30.00	30.00	土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	西川町	(綱取 高畑)	30.00	30.00	土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	西川町	(綱取 道下)	30.00	30.00	土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	西川町	(沼山 芦沼田)	12.00	12.00	土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	西川町	(沼山 久保入間)	1.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	西川町	(沼山 立目)	1.00	1.00	土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	西川町	(大井沢 山葵島)	26.00	26.00	土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	西川町	(大井沢 揚原)	1.00	1.00	土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	西川町	(入間 日影)	6.00	6.00	土砂流出防備 のため	
		西川町	小計	137.00	136.00		
指定	災害防備	朝日町	(杉山 源六沢)	5.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	朝日町	(古榎 佐惣)	10.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	朝日町	(古榎 松ヶ沢)	15.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	朝日町	(三中 山中)	1.00	1.00	土砂流出防備 のため	
		朝日町	小計	31.00	-		

指定 / 解除	種 類	森林の所在地		面積 (ha)	うち前半 5年分	指定又は解除 を必要とする 理由	備考
		市町村	区域				
指定	災害防備	大江町	(富沢 裏山)	1.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	大江町	(三郷乙 焼山)	1.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	大江町	(沢口 滝の沢)	1.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	大江町	(柳川 日陰)	10.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	大江町	(柳川 古屋敷)	30.00	30.00	土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	大江町	(柳川 向山)	20.00	20.00	土砂崩壊防備 のため	
指定	災害防備	大江町	(小清 斉後)	9.00	9.00	土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	大江町	(月布 竹ノ袋)	1.00	1.00	土砂崩壊防備 のため	
指定	災害防備	大江町	(柳川 田ノ沢)	2.00	2.00	土砂流出防備 のため	
大江町 小計				75.00	62.00		
村山調査区計				329.00	259.00		
指定	災害防備	村山市	(岩野 貫路沢)	5.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	村山市	(白鳥 大入沢)	13.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	村山市	(土生田 鳥越)	5.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	村山市	(本飯田 北沢)	19.73		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	村山市	(富並 深沢Ⅰ)	1.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	村山市	(富並 深沢Ⅱ)	1.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	村山市	(白鳥 柏木森Ⅰ)	1.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	村山市	(白鳥 柏木森Ⅱ)	1.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	村山市	(楯岡 日向沢Ⅰ)	1.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	村山市	(楯岡 日向沢Ⅱ)	1.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	村山市	(楯岡 小松沢Ⅰ)	1.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	村山市	(楯岡 小松沢Ⅱ)	1.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	村山市	(樽石 上宮ノ浦)	0.03		土砂流出防備 のため	
村山市 小計				50.76	-		

指定 / 解除	種 類	森林の所在地		面積 (ha)	うち前半 5年分	指定又は解除 を必要とする 理由	備考
		市町村	区域				
指定	災害防備	東根市	(関山 木葉沢)	1.00		土砂流出防備 のため	
		東根市	小計	1.00	-		
指定	災害防備	尾花沢市	(牛房野 高野)	1.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	尾花沢市	(高橋 芳の沢)	1.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	尾花沢市	(延沢 芦沢)	1.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	尾花沢市	(細野 中沢)	1.00		土砂流出防備 のため	水源のカ バ山と同 区域
指定	災害防備	尾花沢市	(岩谷沢 タモキ沢)	25.00	25.00	土砂流出防備 のため	
		尾花沢市	小計	29.00	25.00		
指定	災害防備	大石田町	(大浦 炭山)	1.00	1.00	土砂崩壊防備 のため	
指定	災害防備	大石田町	(次年子 境ノ下)	2.20	2.20	土砂崩壊防備 のため	
指定	災害防備	大石田町	(次年子 金倉)	1.00	1.00	土砂崩壊防備 のため	
		大石田町	小計	4.20	4.20		
北村山調査区計				84.96	29.20		
指定	災害防備	新庄市	(本合海 八幡)	10.00	10.00	土砂崩壊防備 のため	
指定	災害防備	新庄市	(升形 前波山他1字)	5.00	5.00	土砂崩壊防備 のため	
		新庄市	小計	15.00	15.00		
指定	災害防備	金山町	(中田 杉沢山)	20.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	金山町	(中田 板ヶ沢山)	5.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	金山町	(中田 榎木沢山)	12.00	12.00	土砂崩壊防備 のため	
指定	災害防備	金山町	(金山 入田茂沢)	5.00		土砂崩壊防備 のため	
指定	災害防備	金山町	(金山 寺山)	10.00	10.00	土砂崩壊防備 のため	
		金山町	小計	52.00	22.00		
指定	災害防備	最上町	(東法田 大沢山)	2.00	2.00	土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	最上町	(大堀 湯向)	2.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	最上町	(向町 上沢原)	20.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	最上町	(大堀 瀬見)	10.00	10.00	土砂崩壊防備 のため	
		最上町	小計	34.00	12.00		

指定 / 解除	種 類	森林の所在地		面積 (ha)	うち前半 5年分	指定又は解除 を必要とする 理由	備考
		市町村	区域				
指定	災害防備	舟形町	(堀内) 菰土西山、高森駒ノカチ	30.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	舟形町	(舟形) 小田山	5.00		土砂崩壊防備 のため	
指定	災害防備	舟形町	(堀内) 松橋裏山	5.00	5.00	土砂崩壊防備 のため	
指定	災害防備	舟形町	(堀内) 大畑	5.00		土砂崩壊防備 のため	
指定	災害防備	舟形町	(長沢) 長沢山	10.00	10.00	土砂崩壊防備 のため	
		舟形町	小計	55.00	15.00		
指定	災害防備	真室川町	(川ノ内) 高戸山	3.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	真室川町	(大滝) 小足沢山	5.80		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	真室川町	(差首鍋) 東内山	9.20	9.20	土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	真室川町	(大沢) 悪次郎	10.00	10.00	土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	真室川町	(大沢) 朴野	5.00	5.00	土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	真室川町	(大沢) 田郎	5.00	5.00	土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	真室川町	(大沢) 矢ノ沢	10.00	10.00	土砂崩壊防備 のため	
指定	災害防備	真室川町	(差首鍋) 東内山	3.80		土砂崩壊防備 のため	
指定	災害防備	真室川町	(差首鍋) 谷地の沢	2.20	2.20	土砂崩壊防備 のため	
指定	災害防備	真室川町	(大滝) 小足沢山	5.00	5.00	土砂崩壊防備 のため	
指定	災害防備	真室川町	(大沢) 会ノ又	10.00	10.00	土砂崩壊防備 のため	
指定	災害防備	真室川町	(大沢) 矢ノ沢	5.00		土砂崩壊防備 のため	
指定	災害防備	真室川町	(大沢) 小又	10.00		土砂崩壊防備 のため	
		真室川町	小計	84.00	56.40		
指定	災害防備	大蔵村	(清水・南山) 桜峠	20.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	大蔵村	(清水) 通り	3.00		土砂崩壊防備 のため	
		大蔵村	小計	23.00	-		

指定 / 解除	種 類	森林の所在地		面積 (ha)	うち前半 5年分	指定又は解除 を必要とする 理由	備考
		市町村	区域				
指定	災害防備	鮭川村	(川口 寒水沢)	5.00	5.00	土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	鮭川村	(石名坂 上ノ山)	10.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	鮭川村	(曲川 日山)	30.00		土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	鮭川村	(曲川 日山)	3.00		土砂崩壊防備 のため	
指定	災害防備	鮭川村	(京塚 府の宮)	5.00	5.00	土砂崩壊防備 のため	
		鮭川村	小計	53.00	10.00		
指定	災害防備	戸沢村	(角川 選田ヶ沢)	10.00	10.00	土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	戸沢村	(神田 杉沢)	3.00	3.00	土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	戸沢村	(角川 中沢)	10.00	10.00	土砂流出防備 のため	
指定	災害防備	戸沢村	(角川 山本)	10.00	8.40	土砂崩壊防備 のため	
指定	災害防備	戸沢村	(角川 滝ノ下)	10.00	10.00	土砂崩壊防備 のため	
指定	災害防備	戸沢村	(角川 十二沢山)	16.80	10.00	土砂崩壊防備 のため	
指定	災害防備	戸沢村	(角川 元屋敷)	20.00	20.00	土砂崩壊防備 のため	
指定	災害防備	戸沢村	(角川 三ツ沢)	20.00	20.00	土砂崩壊防備 のため	
		戸沢村	小計	99.80	91.40		
最上調査区計				415.80	221.80		
最上村山計画区計				829.76	510.00		
指定	保健、風致の 保存等	天童市	(山口 留山)	52.00	28.00	公衆の保健の ため	
		天童市	小計	52.00	28.00		
村山調査区計				52.00	28.00		
指定	保健、風致の 保存等	金山町	(下野明 榊沢)	6.60	6.60	公衆の保健の ため	
		金山町	小計	6.60	6.60		
最上調査区計				6.60	6.60		
最上村山計画区計				58.60	34.60		
指定総計				1,983.04	1,189.60		

指定 / 解除	種 類	森林の所在地		面積 (ha)	うち前半 5年分	指定又は解除 を必要とする 理由	備考
		市町村	区域				
解除	水源涵養	山形市	(蔵王温泉) 赤倉Ⅰ	2.77		指定理由の消滅	
解除	水源涵養	山形市	(蔵王温泉) 赤倉Ⅱ	0.23		指定理由の消滅	
解除	水源涵養	山形市	(蔵王温泉) 赤倉Ⅲ	0.06		指定理由の消滅	
解除	水源涵養	山形市	(蔵王温泉) トヤ沢	5.86		指定理由の消滅	
解除	水源涵養	山形市	(蔵王温泉) 柳沢	0.20		指定理由の消滅	
		山形市	小計	9.12	-		
		村山調査区計		9.12	-		
解除	水源涵養	戸沢村	(古口) 板敷	0.16		指定理由の消滅	
		戸沢村	小計	0.16	-		
		最上調査区計		0.16	-		
		最上村山計画区計		9.28	-		
解除	災害防備	山形市	(関沢) 北二沢	7.69		指定理由の消滅	土流
解除	災害防備	山形市	(芳沢) 内手	0.86		指定理由の消滅	土流
解除	災害防備	山形市	(蔵王温泉) 駒鳴セ	0.03	0.03	公益上の理由	防風
		山形市	小計	8.58	0.03		
解除	災害防備	山辺町	(北作) 八森	0.21		指定理由の消滅	土流
		山辺町	小計	0.21	-		
解除	災害防備	中山町	(土橋) 滝	2.99		指定理由の消滅	土流
解除	災害防備	中山町	(金沢) 銅屋敷	0.89		指定理由の消滅	土流
		中山町	小計	3.88	-		
解除	災害防備	寒河江市	(幸生) ヨテカ原	0.90	0.90	公益上の理由	土流
解除	災害防備	寒河江市	(谷沢) 平野山	0.04		指定理由の消滅	干害
		寒河江市	小計	0.94	0.90		
解除	災害防備	河北町	(西里) 葛ヶ沢	0.05		指定理由の消滅	土流
		河北町	小計	0.05	-		
解除	災害防備	朝日町	(大暮山) 中ノ又	0.55		指定理由の消滅	土流
解除	災害防備	朝日町	(船木) 鳥打場	0.24		指定理由の消滅	なだれ
解除	災害防備	朝日町	(大船木) 大淀	0.05		指定理由の消滅	なだれ
		朝日町	小計	0.84	-		

指定 / 解除	種 類	森林の所在地		面積 (ha)	うち前半 5年分	指定又は解除 を必要とする 理由	備考
		市町村	区域				
解除	災害防備	大江町	(三郷 前山)	0.40	0.40	公益上の理由	土流
解除	災害防備	大江町	(藤田 西原)	0.18		指定理由の消滅	干害
		大江町	小計	0.58	0.40		
		村山調査区計		15.08	1.33		
解除	災害防備	大石田町	(次年子 金倉)	0.32		指定理由の消滅	土流
解除	災害防備	大石田町	(次年子 小平)	0.32	0.32	指定理由の消滅	なだれ
		大石田町	小計	0.64	0.32		
		北村山調査区計		0.64	0.32		
解除	災害防備	最上町	(大堀 湯向)	0.39		指定理由の消滅	土流(兼) なだれ
解除	災害防備	最上町	(志茂 薬師堂)	4.21		指定理由の消滅	水害
解除	災害防備	最上町	(志茂 森ノ越)	0.05		指定理由の消滅	なだれ
		最上町	小計	4.65	-		
解除	災害防備	真室川町	(差首鍋 西川)	0.08		指定理由の消滅	土流
解除	災害防備	真室川町	(木ノ下 片淵山)	0.01	0.01	指定理由の消滅	土流
		真室川町	小計	0.09	0.01		
解除	災害防備	戸沢村	(角川 中沢)	0.04		指定理由の消滅	土崩
解除	災害防備	戸沢村	(古口 土湯)	0.04		指定理由の消滅	風害
		戸沢村	小計	0.08	-		
		最上調査区計		4.82	0.01		
		最上村山計画区計		20.54	1.66		
		解除総計		29.82	1.66		

注1： 指定及び解除の別に記載し、面積は種類ごと及び市町村ごとの総数も記載。

注2： 総計欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源涵養のための保安林	-	111	720	724	620
災害防備のための保安林	-	60	5,410	6,084	3,311
保健、風致の保存等のための保安林	-	1	619	764	309

注1： 面積は、種類ごとかつ指定施業要件の整備区分ごとに計画期間中の合計を記載。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

単位：ha

森林の所在地		面積		指定を必要とする理由	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
		該当なし			

注1： 区域欄には、当該区域の属する林班番号又は字名を記載。

注1： 指定を必要とする理由欄には、施工すべき保安施設事業の概要を記載。

(別紙2)

(3) 実施すべき治山事業の数量

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
山形市	(上東山) 中沢山	1		溪間工	
山形市	(上宝沢) 松留沢	1		本数調整伐	
山形市	(蔵王温泉) 瀧山	1	1	治山施設維持修繕	
小計		3	1		
上山市	(小穴) 大山沢	1	1	本数調整伐	
上山市	(鶴脛町) 愛宕	1		本数調整伐	
小計		2	1		
天童市	(山元) 後山	1	1	溪間工	
天童市	(奈良沢) 庄前	1	1	溪間工	
小計		2	2		
山辺町	(築沢) 明神上	1		本数調整伐	
山辺町	(築沢) 明神向	1	1	本数調整伐	
小計		2	1		
中山町	(金沢) 関ノ入	1		本数調整伐	
小計		1	-		
寒河江市	(谷沢) 平野山	1		本数調整伐	
小計		1	-		
河北町	(岩木) 引竜	1		本数調整伐	
小計		1	-		
西川町	(水沢) 水沢川	1	1	地すべり防止工	(上小沼)
西川町	(吉川) 上ノ山	1	1	山腹工	
西川町	(入間) 高平	1		本数調整伐	

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
西川町	(月岡) 中田ノ上	1		山腹工・溪間工	
西川町	(大井沢) 揚原	1	1	溪間工	
西川町	(入間) 蟹沢	1	1	溪間工	
西川町	(入間) 砥子沢	1	1	溪間工	
小計		7	5		
朝日町	(古楨) 佐惣	1		溪間工	
朝日町	(送橋) 折当り	1		溪間工	
朝日町	(太郎) 吉三山	1		本数調整伐	
朝日町	(太郎) 沢口	1	1	治山施設維持修繕	
朝日町	(三中) 山中	1	1	溪間工	
小計		5	-		
大江町	(貫見) 田代山	1	1	治山施設維持修繕	
大江町	(勝生) 彦テロ	1		地すべり防止工	
大江町	(月布) 袖山	1	1	本数調整伐	
大江町	(貫見) 御館山	1	1	地すべり防止工	
小計		4	3		
村山調査区計		28	13		
村山市	(岩野) ヌクロ沢	1		溪間工	
村山市	(楯岡) 東沢	1	1	本数調整伐	
小計		2	1		
東根市	(観音寺) 坂下山	1		山腹工	
東根市	(泉郷) 沼山	1	1	本数調整伐	
小計		2	1		

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
尾花沢市	(毒沢) 川原子	1	1	山腹工・溪間工	
尾花沢市	(南沢) 深沢山	1		本数調整伐	
尾花沢市	(富山) 梅木観音山	1	1	山腹工	
小計		3	2		
大石田町	(横山) 近江口山	1	1	山腹工	
大石田町	(横山) 黒滝山	1	1	本数調整伐	
大石田町	(次年子) 金倉	1	1	山腹工	
小計		3	3		
北村山調査区計		10	7		
新庄市	(金沢) 金沢山	1		本数調整伐	
新庄市	(本合海) 八幡	1		山腹工	
新庄市	(萩野) 大似良川	1		溪間工	
小計		3	-		
金山町	(有屋) 有屋沢	1		本数調整伐	
金山町	(有屋) 助堂	1		山腹工	
金山町	(有屋) 入有屋	1		溪間工	
金山町	(金山) 弥蔵沢	1		本数調整伐	
金山町	(金山) 焼山	1		山腹工	
金山町	(金山) 八田茂沢	1		山腹工	
金山町	(金山) 一ノ倉	1		山腹工	
金山町	(中田) 杉沢山	1	1	溪間工・山腹工	
小計		8	1		
最上町	(富沢) 狐塚	1		本数調整伐	
最上町	(東法田) 大沢山	1	1	溪間工	
最上町	(若宮) 沢原山	1	1	山腹工	
最上町	(向町) 前森	1	1	溪間工	
最上町	(本城) 平沢山	1		山腹工	
最上町	(大堀) 瀬見	1	1	山腹工	
小計		6	4		

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
舟形町	(堀内) 松橋裏山	1	1	山腹工	
舟形町	(堀内) 大畑	1		溪間工	
舟形町	(長沢) 長沢山	1	1	溪間工	
舟形町	(長沢) ゴンゲン沢	1	1	溪間工	
舟形町	(長沢) 黒森	1		溪間工	
舟形町	(長沢) 長尾前	1		山腹工・溪間工	
舟形町	(舟形) 小田山	1		溪間工	
小計		7	3		
真室川町	(差首鍋) 西内山	1		山腹工	
真室川町	(差首鍋) 詰田沢	1		山腹工	
真室川町	(差首鍋) 東内山	1		山腹工	
真室川町	(差首鍋) 高坂山	1		山腹工	
真室川町	(差首鍋) 尻無沢	1		山腹工	
真室川町	(川ノ内) 高沢山	1		山腹工	
真室川町	(及位) 及位	1		山腹工	
真室川町	(大沢) 大向山	1	1	溪間工	
真室川町	(大沢) 小国	1	1	山腹工・溪間工	
真室川町	(大沢) 悪次郎	1		溪間工	
真室川町	(大沢) 矢ノ沢	1	1	山腹工	
小計		11	3		

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
大蔵村	(南山 折渡)	1		なだれ柵工	
大蔵村	(南山 蕨野)	1		なだれ柵工	
大蔵村	(南山 和合)	1		山腹工	
大蔵村	(南山 桜峠)	1		山腹工	
大蔵村	(清水 大釘峯山)	1	1	本数調整伐・溪間工	
小計		5	1		
鮭川村	(石名坂 上ノ山)	1		山腹工	
鮭川村	(中渡 前林)	1	1	山腹工	
鮭川村	(川口 寒水沢山)	1	1	溪間工・山腹工	
鮭川村	(京塚 府の宮)	1	1	山腹工	
小計		4	3		
戸沢村	(古口 三ツ沢)	1	1	山腹工・溪間工	
戸沢村	(古口 砂子沢)	1		山腹工	
戸沢村	(角川 山本)	1	1	山腹工	
戸沢村	(角川 籬沢)	1		山腹工	
戸沢村	(角川 元屋敷)	1	1	山腹工	
戸沢村	(角川 沢内)	1	1	山腹工	
戸沢村	(角川 小山下)	1	1	溪間工	

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
戸沢村	(松坂) 向松坂	1	1	溪間工・山腹工	
戸沢村	(岩清水) 荒津沢	1		溪間工	
小計		9	6		
最上調査区計		53	21		
最上村山計画区計		91	41		

※1 区域欄には、当該区域の属する林班、字名又は対象区域の代表的地名を記載するものとする。

※2 治山事業施行地数欄には、実施すべき治山事業の数量を計上するものとする。

※3 計画期間の後半5カ年分の数量は、市町村別に記載しても差し支えない。

※4 主な工種欄には、当該区域における治山事業の主な工種（溪間工、山腹工、地下水排除工、本数調整伐）を記載するものとする。

- 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時其当森林計画区では該当なし。